

意見書

定例会最終日の12月20日に、掲載の意見書のほか、「国民の理解を得られるような電源開発促進税の見直しを求める意見書」、「日米地位協定の見直しを求める意見書」を上程し、原案のとおり可決しました。

なお、可決した意見書は、関係機関に送付しました。

所得税法第56条の見直しと改善を求める意見書

所得税法（以下「法」という。）第56条は戦後の家族間の恣意的な租税回避的行為を取り締まるために必要とされた。しかしながら法第57条が導入され、戦後間もない時期と比べ、社会、経済はめまぐるしく変化をとげ、女性の社会進出や情報化社会の流れの中、法第56条の意図する議論が今日まで行われているところ。そこで、立法当時のシャウプ勧告の再検討も行い、現在の社会状況に沿った法第56条の今日的意義を見直すべきであると考えます。よって下記のとおり法改正に努めてもらうよう求めます。

記

- 1 法第56条の近年の社会状況に沿った見直しを求める
 - 2 今後の税制改正にて専従者控除の改善と白色、青色申告に關係なく納税者に不利益のない透明性ある制度改正を求める
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
- 平成24年12月20日

埼玉県八潮市議会
提出先 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
法務大臣

埼玉県立大学に医学部の新設を求める意見書

埼玉県は、人口10万人当たりの医師数が149人（平成22年12月）と全国最下位である。しかも、一般病床数の人口対比も全国で最も少なく、救急体制が脆弱である。平成22年度の救急搬送数は前年比9・9%も増加しており、第一線であることを受けている医師の勤務環境は過酷を極めている。

一方で、埼玉県は高齢化のスピードが全国で最も速いうえに、既に高齢者人口は116万人と全国で6番目に多くなっている。埼玉県が毎年実施している県民世論調査では、県民の要望の第1位が「高齢者福祉の充実」、第2位が「医療体制の整備」となっている。

今後、全国で最も高齢者人口の増大する埼玉県においては、現在の医師不足の状況を大幅に改善しない限り県民の救命救急環境は深刻なものとなり、医師の過酷な勤務実態は更に悪化するばかりである。既に、県内の病院では小児入院医療の廃止や周産期医療の休止が続いており、医師不足の解消は喫緊の課題である。

しかし、埼玉県は国立大学医学部がない全国的にも希少な

県である。卒業後地域医療に従事することを期待できる医師を養成するための医学部が埼玉県内には埼玉医科大学1校のみであり、埼玉県の医師養成は他都道府県に依存していると言わざるを得ない状況にある。そのため、全国各大学の医学部定員が増員されても、埼玉県内の地域医療に貢献する医師を充足させることは、引き続き困難な状況である。埼玉県の地域医療を担うことを志望する県内出身の高校生に対して、埼玉県内で地域医療に触れながら学ぶ環境となる県立大学医学部を新設することが将来に向けて極めて重要と考える。

埼玉県では今年度新たに定めた「5か年計画」（平成24年度から平成28年度）において、「埼玉県立大学医学部設置認可のための体制の確立と医学部設置に向けた計画の策定」を明記した。

以上の状況から、国におかれましては、埼玉県立大学に医学部設置を認めることを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月20日

埼玉県八潮市議会
提出先 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、

今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年度々発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められています。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾などが国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となります。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠です。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」（仮称）の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強い街づくりを進めなければなりません。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセツトマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の

再整備をはじめとした各施策に必要な財源を確保することが課題となります。

こうしたことを実行し、わが国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。

そこで、政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月20日

埼玉県八潮市議会
提出先 内閣総理大臣 内閣府特命担当大臣（防災）

国民の最高裁判所裁判官国民審査権を保障し、実効性を高める法改正を求める意見書

日本国憲法第79条第2項及び第3項と最高裁判所裁判官国民審査法に基づいて、最高裁の裁判官は、任命後初の衆議院議員総選挙の投票日に国民審査を受けることになっている。その後

は、審査から10年を経過した後に行われる衆議院総選挙時に再審査を受け、その後も同様とすると定められている。

ところが、期日前投票制度では衆院選は公示日の翌日から投票が可能であるのに対して、国民審査は投票日の7日前からし

かできない。

一方、衆院選は公職選挙法第31条により投票日より12日以上前に公示することが定められている。

この結果、国民審査との間に少なくとも4日間のタイムラグが生じることになる。従って、投票日8日以上前の期日前投票では衆院選しか投票することができず、国民投票をする為には、再度、投票所赶赴かなければならない。（12月4日公示された第46回衆院総選挙においては、8日までに投票を済ませた人が審査に参加する為には、9日以降にもう一度会場に足を運ばなければならぬ。）

これでは、ライフスタイルが多様化し、選挙の当日、仕事や旅行、レジャーや冠婚葬祭などで投票所に行かれないと見込まれる人に配慮し、投票の手続きを簡素化した期日前投票制度の趣旨にも反する。

憲法が保障する直接民主制を保障する国民審査制度を担保する観点からも、このようなタイムラグは、到底理解できない。よって、国におかれては、国民の審査権を保障し、有権者が確実に意思を行使できるように、法律を改正し、運用を改めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月20日

埼玉県八潮市議会
提出先 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣